

住民誘致用流山市PRパンフレット作成業務委託提案募集要綱

平成26年5月30日

(募集の趣旨)

第1条

本業務は、本市が推進する住民誘致に寄与するPRパンフレット（以下、「PRパンフレット」という。）を作成するにあたり、全体構成の検討からその作成に係る写真撮影、デザイン、レイアウト、編集及び印刷製本作業までの一切について、より本市のPR戦略を促進する提案を求めるものである。

最も優れた提案を行ったものは、受託者として本市と契約を締結した上で、プロポーザル提案内容を基に、本市との協議によりPRパンフレット作成業務を実施する。

(業務概要)

第2条

1 業務名称

住民誘致用流山市PRパンフレット作成業務委託

2 契約方法

最高得点者と契約を締結する。

なお、事業期間は契約締結日から平成27年3月31日までとする。

3 業務委託金額の限度額

本業務における業務委託金額の限度額は2,000千円（税込）以内とする。

4 業務内容

(1) PRパンフレットの企画及び提案等を含む校正編集作業一式

(2) 印刷及び製本作業

(3) 成果品の納品

5 業務スケジュール

(1) 平成26年12月15日までに内容等の校了

(2) 事業期間内に完成品の納品

(応募条件)

第3条

応募者は以下の各号に定めるものとする。

- (1) 応募者は、本業務を実行する能力を有する単独企業又はグループ（複数の企業の共同体）とする。
- (2) グループで応募する場合は、主たる役割を担う代表者を1社選定する。
- (3) 応募者は、応募を含むそれ以降の本業務に係る協議及び契約等の諸手続きを行うものとする。

2 応募者の資格

応募者は、以下（1）から（4）の要件を満たすものとする。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たすことが必要となる。

- (1) 応募者は、企画提案書等により、本募集要綱の内容を十分に遂行できると認められるものであること。
- (2) 応募者は、本市及び必要に応じて関係者との協議及び調整について、十分な能力を有し、本業務に連携する諸条件の変更等について、柔軟に対応できるものであること。
- (3) 第3条第1項第2号に定める主たる役割を担う応募者は、提案する事業方式又は類似事業の実績があり、経営等の状況が良好であること。
- (4) 応募者は、本業務の実施にあたり、秀逸な知識及びセンスを有するものであること。

3 応募者の制限

本募集要綱公表の日から提案書提出日までの間で、次の（1）から（10）のいずれかに該当するものは、応募者及び応募者の構成員になることができない。

- (1) 流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）に基づく指名停止、または流山市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年6月1日制定）に基づく指名除外を受けているもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの。
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者又は本業務の提案書提出日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出したものの。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人又はその他の使用人並びに入札代理人として使用しているもの。
- (5) 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられ

ているもの。

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされているもの。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされているもの。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているもの。
- (9) 応募資格申請書に虚偽の記載又は重要な事実について記載をしなかったもの。
- (10) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納しているもの。

4 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い及び著作権

提出書類の著作権は各応募者に帰属するが、本市から提出書類等の返却は一切行わない。

また、本市は当提案募集以外の目的で提出書類を使用又は情報を漏らさない。ただし、応募者が受託者となった場合、その著作権は本市に帰属する。

(3) 本市からの提示資料の取り扱い

本市が応募者へ提供する資料は、当該応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

また応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(4) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(5) 複数の応募者の構成員となることの禁止

グループで応募する場合、その構成員は、他の応募者の構成員又は主たる応募者となることはできない。

(6) 本業務の趣旨

第1条の趣旨に基づき、PRパンフレットを作成することで、それを読んだ者に対し本市への転入を促すこと。

(7) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に応募者の責任において関係法令等を確認すること。なお契約締結後、業務実施時における法令適合のリスクは、受託者に属する。

(8) 提出書類の変更禁止

応募時に一度提出した書類の変更は原則認められない。

ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めた時はこの限りではない。

(9) 虚偽の記載の禁止

企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とする。

(事業者選定の流れ)

第4条

応募者は、第3条で定める応募条件を満たすものとする。

2 応募資格要件の確認

企画提案は、前項で定める応募条件を確認し、有効と認められたものについて第4条第3項による選定を行う。

3 最優秀提案の選定

応募のあった提案は、住民誘致用流山市PRパンフレット作成業務委託提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）で、別途定める採点基準により選定を行う。

4 事務局

本提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

窓口：流山市 総合政策部 マーケティング課

住所：〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

電話：04-7150-6308

電子メール：market@city.nagareyama.chiba.jp

ホームページ <http://www.city.nagareyama.chiba.jp/section/353/21285/index.html>

(提案募集のスケジュール)

第5条

提案の募集及び事業者の選定は、次の日程（予定）で行うものとする。

募集要綱の公表（流山市ホームページに掲載）	平成26年5月30日
募集要綱に関する質問受付	平成26年5月30日～6月10日
参加申請受付	平成26年5月30日～6月13日
質疑回答（流山市ホームページに掲載）	平成26年6月16日
参加認定通知	平成26年6月20日

企画提案書の受付	平成 26 年 6 月 23 日～6 月 26 日
プレゼンテーション※ ¹	平成 26 年 6 月 30 日
結果通知	平成 26 年 7 月初旬
契約の締結	平成 26 年 7 月

※1 応募が多数となった場合は、日程が変更になることがある。

※2 応募者が応募を辞退する場合は、平成 26 年 6 月 18 日までに事務局へ連絡を行うこととする。

2 提案募集の手続き

(1) 募集要綱の公表

平成 26 年 5 月 30 日から、本市のホームページにて公表を行う。

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/section/353/21285/21286/021287.html>

(2) 募集要綱に関する質問

本要綱に関する質問は、次のとおり行うこととする。

なお、質問は第 5 条第 1 項に定める期間中に行うこととし、各社の質問回数は 1 回に限る。

ア 質問の方法

質問は、会社名、担当者名及び連絡先を明らかにした上で、任意様式により事務局に持参、郵送、又は電子メールで提出を行うこととする。

なお、郵送又は電子メールで質問を行う場合は、送付後に必ず事務局へ到着を確認することとし、電話及び口頭による質問は一切受け付けを行わない。

イ 受付期間

平成 26 年 5 月 30 日から平成 26 年 6 月 10 日まで

(最終日は午後 5 時必着)

なお、持参の場合は、受付時間を午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(土日祝日を除く)

ウ 回答

平成 26 年 6 月 16 日までに、随時、本市のホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は一切これを行わない。

なお、回答は本募集要綱と一体のものとし、同等の効力を持つものとする。

(3) 企画提案書の提出

応募者は、第 7 条で定める提案時提出書類に従い企画提案書を作成し、第 4 条第 4 項で定める事務局へ持参で提出すること。

ア 提出の方法

第7条に定められた、企画提案書を含む一切の書類は、郵送又は持参により提出を行うこととする。

イ 受付期間

平成26年6月23日から平成26年6月26日まで

(最終日は午後5時必着)

なお、持参の場合は、受付時間を午前8時30分から午後5時までとする。

(土日祝日を除く)

(審査及び審査結果の通知)

第6条

審査委員会は、別途定める採点基準を以って、平成26年6月30日に行うプレゼンテーション及び企画提案書により、総合的な審査を行う。

なお、応募者が1社であった場合でも、その得点が360点以上(600点満点)であれば当該提案を有効とする。

(1) 提案の中から、最も得点が高かった1件を最優秀提案として選定し、当業務について本市と契約を締結する。

(2) 平成26年6月19日に別途、市によるプロポーザル参加資格の認定審査を行い、当審査で不適格とされた場合は、平成26年6月30日に行うプレゼンテーションに参加できない。

なお、この認定審査に係る問い合わせは、一切受け付けない。

2 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果は、文書で通知する。

(2) 応募者は、当審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

(3) 審査結果は、本市のホームページで公表を行う。

(4) 審査結果及び審査内容に関する問い合わせは、一切対応を行わない。

3 失格

次のいずれかに該当する場合は、応募資格を失うものとする。

(1) 期限までに書類が提出されない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(4) 本募集要綱に違反すると認められる場合

(提案時提出書類)

第7条

応募者は、次の各号に定める提出書類をA4縦長ファイルに綴じたものを、企画提案書として8部提出する。

ただし、第3号から第5号に定めるもので、A4縦長ファイルに綴じこむことが好ましくないものについては、この限りでない。

- (1) 企画提案書（様式1）
- (2) 提案者の会社概要及び販売促進のパンフレット作成等業務実績（様式2）
- (3) 本業務の提案内容（任意様式）
 - ア 提案内容
 - イ 作成するパンフレットのデザイン及び完成イメージ
 - ウ 業務実施項目及び工程表（契約期間内のフロー含む）
- (4) 経費内訳書（任意様式）

（総額及び業務ごとの内訳が把握できるもの）
- (5) 添付書類
 - ア 会社概要
 - イ 財務諸表（最新決算年度のもの。写し可。）
 - ウ 納税証明書

（直近の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないと確認できるもの）